



発行 東京都

目次

67

規則

- 東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（産業労働局金融部金融課）…
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…
- 東京都農林水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都規則第九十八号

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十六年東京都規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改める。

第四条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）

に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

別表一の項及び二の項中「第二条第一項第一号イ」を「第三条第一項第一号イ」に改め、同表三の項中「第二条第一項第一号ロ」を「第三条第一項第一号ロ」に改め、同表四の項中「第二条第一項第一号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に改め、同表五の項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に、「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に、「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に、「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改め、同表六の項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に、「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に改め、同表九の項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同表十の項中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に、「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に、「第二条第一項第二号ホ」を「第三条第一項第二号ホ」に改め、同表十一の項中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表十二の項中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同表十三の項中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同表十四の項中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都規則第九十九号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和四十一年東京都規則第五百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「を減少しようとする」を「の減少又は法第五十四条の五第一項の規定による非出資組合への移行を行おうとする」に改め、第一号を削り、同項第二号中「法第四十九条第二項」の下に「（法第五十四条の五第三項において準用する場合を含む。）」を、「催告」の下に「（法第四十九条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十七条の四第二項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によるときは、これらの方法による公告）」を加え、「写」を「写し」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 法第四十九条第二項第二号（法第五十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。

以下「施行規則」という。）第百八十条第一項に規定する貸借対照表

第十一条第二項第三号中「法第五十条第二項」の下に「（法第五十四条の五第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条第一項第八号中「の写並びに法第五十条第二項の規定による手続を要するときは、その」を「（同条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十七条の四第二項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によるときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第五十条第二項に規定する」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（新設分割の認可申請）

第十七条の二 出資組合は、法第七十条の三第三項の規定により新設分割の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 新設分割理由書
- 二 総会、総代会又は理事会の議事録の謄本
- 三 新設分割計画書
- 四 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合（法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合をいう。以下同じ。）の成立の日における貸借対照表）
- 五 法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及

び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十七条の四第二項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によるときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第五十条第二項の規定による手続を要するときは、その手続を完了したことを証する書面

六 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

七 法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第二項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

八 新設分割設立組合（法第七十条の三第二項第一号に規定する新設分割設立組合をいう。以下同じ。）の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、「組合員数（連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類

九 法第七十条の三第五項において準用する法第六十六条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本

十 設立経過報告書

十一 理事会で新設分割を決議した組合にあっては、新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面

十二 理事会で新設分割を決議した組合にあっては、新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

十三 施行規則第二百九条の二に掲げる事項を証する書類（既に添付しているものは除く。）

十四 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変

更の概要を証する書類

十五 法第七十条の六第二項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に關する法律（平成十二年法律第百三十三号）第二条の規定による通知の状況を記載した書類

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都農林水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都規則第二百号

東京都農林水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則

東京都農林水産業協同組合検査規則（昭和五十六年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、同法第七十二条の三」を「並びに同法第七十二条の四」に改め、「並びに同法第七十三条の十五に規定する農業協同組合中央会」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都農林水産業協同組合検査規則第二条の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第九条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会が解散した場合又は同法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、同法附則第十二条又は第二十一条に規定する組織変更をする場合にあつては当該組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001